

自然環境保全法（略称：なし）

（昭和 47 年法律第 85 号）（公布日 昭和 47 年 6 月 22 日）（令和 7 年法律第 68 号による改正）（施行日 令和 7 年 6 月 1 日）

e-Gov（法）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000085>

e-Gov（施行令）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/348C00000000038/>（令和 6 年 11 月 18 日施行）（令和 6 年政令第 342 号）

e-Gov（施行規則）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/348M50000002062>（令和 7 年 4 月 1 日施行）（令和 6 年環境省令第 35 号）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/nature/hozan/law.html>

この法律では、自然環境保全調査の実施や自然環境保全基本方針の策定を規定していることから、生物多様性基本法と並んで、生物多様性保全の根幹をなす法律です。自然環境を保全する区域を定めていることから、自然環境の場の保全に関する法律でもあります。「事業者」が関係する条項は第 2 条の責務規定のみで、環境基本法の基本理念にのっとった自然環境の適正な保全の責務を課しています。

＜法律の骨格＞

- この法律では、国に対して、おおむね 5 年ごとに自然環境の保全のために講すべき施策の策定に必要な自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の実施【第 4 条】、自然環境の保全を図るための自然環境保全基本方針の策定【第 12 条】を課しています。
- この法律に基づいて、原生自然環境保全地域【第 14 条】、自然環境保全地域【第 22 条】、都道府県自然環境保全地域【第 45 条】、沖合海底自然環境保全地域【第 35 条の 2】が指定され、建物の新築・改築・増築、土地の形質変更、木竹の伐採・採取・植栽、動物の捕獲・殺傷などの行為が禁止・制限されます。

原生自然環境保全地域：自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している地域。建物の新築・改築・増築、土地の形質変更是原則禁止。

特に保全が必要なときは区域内に立入制限地区が指定される。

自然環境保全地域：自然的・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な地域。

建物の新築・改築・増築、土地の形質変更、木竹の伐採などの行為に関して、許可が必要な特別地区【第 25 条】および海域特別地区【第 27 条】、届出が必要な普通地区【第 28 条】が指定される。

さらに、野生動植物（動物の卵を含む）の捕獲・殺傷・採取・損傷を禁じる野生動植物保護地区【第 27 条】を指定される。

沖合海底自然環境保全地域：海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持している地域。鉱物の採掘・調査、海底に生息・生育する動植物の捕獲・採取などは許可が必要になる。

都道府県自然環境保全地域：都道府県が指定する自然環境を保全することが特に必要な地域。特別地区、普通地区を指定できる。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	目的

第2条	<p>(国等の責務)</p> <p>国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成5年法律第91号)第3条から第5条^{解釈上の注釈1}までに定める環境の保全についての基本理念にのつり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈1) 環境基本法</p> <p>第3条 (環境の恵沢の享受と継承等) 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。</p> <p>第4条 (環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等) 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第5条 (国際的協調による地球環境保全の積極的推進) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにはかんがみ、地球環境保全は、我が国的能力を生かして、及び国際社会において我が国が占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。</p>	責務 (国、 地方公共団体 事業者、 国民)
第4条	<p>(基礎調査の実施)</p> <p>国は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講すべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。</p>	努力義務 (国)
第12条第1項	<p>(自然環境保全基本方針)</p> <p>国は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。</p>	義務 (国)
第14条第1項	<p>第3章 原生自然環境保全地域</p> <p>第1節 指定等</p> <p>(指定)</p> <p>環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令^{解釈上の注釈2}で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの(森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林(同条第1項後段又は第2項後段において準用する同法第25条第2項の規定により指定された保安林を除く。)のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。</p> <p>(解釈上の注釈2) 施行令第1条で、1,000ha、ただしその周囲が海面に接している区域は300haと規定。</p>	権限付与 (環境大臣)
第17条第1項	<p>(行為の制限)</p> <p>原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。</p> <p>Ⅰ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p>	義務

	<p>2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。</p> <p>3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>4 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>6 木竹を伐採し、又は損傷すること。</p> <p>7 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。</p> <p>8 木竹を植栽すること。</p> <p>9 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</p> <p>10 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>11 動物を放つこと(家畜の放牧を含む。)。</p> <p>12 火入れ又ははたき火をすること。</p> <p>13 廃棄物を捨て、又は放置すること。</p> <p>14 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>15 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>16 前各号に掲げるもののほか、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令^{解釈上の注釈3}で定めるもの (解釈上の注釈3)該当する政令はない。</p>	
第19条第1項	<p>(立入制限地区)</p> <p>環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために特に必要があると認めるときは、原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、立入制限地区を指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第22条第1項	<p>第4章 自然環境保全地域</p> <p>第1節 指定等</p> <p>(指定)</p> <p>環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。</p> <p>1 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令^{解釈上の注釈4}で定める面積以上のもの(政令^{解釈上の注釈5}で定める地域にあつては、政令^{解釈上の注釈6}で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。)</p> <p>2 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令^{解釈上の注釈7}で定める面積以上のもの</p> <p>3 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令^{解釈上の注釈8}で定める面積以上のもの</p> <p>4 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令</p>	権限付与 (環境大臣)

	<p>解釈上の注釈⁹で定める面積以上のもの</p> <p>5 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令解釈上の注釈¹⁰で定める面積以上のもの</p> <p>6 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令解釈上の注釈¹¹で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令解釈上の注釈¹²で定める面積以上のもの</p> <p>(解釈上の注釈4) 施行令第4条第1項で、1,000haと規定。</p> <p>(解釈上の注釈5) 施行令第4条第1項で、北海道と規定。</p> <p>(解釈上の注釈6) 施行令第4条第1項で、800mと規定。</p> <p>(解釈上の注釈7) 施行令第4条第2項で、100haと規定。</p> <p>(解釈上の注釈8) 施行令第4条第3項で、10haと規定。</p> <p>(解釈上の注釈9) 施行令第4条第3項で、10haと規定。</p> <p>(解釈上の注釈10) 施行令第4条第3項で、10haと規定。</p> <p>(解釈上の注釈11) 施行令第4条第3項で、「植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈12) 施行令第4条第3項で、10haと規定。</p>	
第25条第1項	(特別地区) 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。	権限付与 (環境大臣)
第25条第4項	<p>特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為(中略)については、この限りでない。</p> <p>1 第17条第1項第1号から第5号までに掲げる行為</p> <p>2 木竹を伐採すること。</p> <p>3 環境大臣が指定する区域解釈上の注釈¹³内において木竹を損傷すること。</p> <p>4 環境大臣が指定する区域解釈上の注釈¹³内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するもの解釈上の注釈¹³を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>5 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するもの解釈上の注釈¹³を放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。</p> <p>6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原解釈上の注釈¹³及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>7 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域解釈上の注釈¹³内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令解釈上の注釈¹³で定めるもの</p> <p>(解釈上の注釈13) 該当する条項は、施行令および施行規則にはない。</p>	義務
第26条第1項	(野生動植物保護地区)	権限付与

	環境大臣は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。	(環境大臣)
第 26 条第 3 項	何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号 ^{解釈上の注釈 14} に掲げる場合は、この限りでない。 (解釈上の注釈 14)引用・解説省略。	義務
第 27 条第 1 項	(海域特別地区) 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、海域特別地区を指定することができる。	権限付与 (環境大臣)
第 27 条第 3 項	海域特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものについては、この限りでない。 1 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 海底の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 海面を埋め立て、又は干拓すること。 5 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。 6 物を係留すること。 7 環境大臣が指定する区域 ^{解釈上の注釈 15} 内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。 8 前各号に掲げるもののほか、海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令 ^{解釈上の注釈 15} で定めるもの (解釈上の注釈 15)該当する条項は、施行令および施行規則にはない。	義務
第 27 条第 1 項	(普通地区) 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海域特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令 ^{解釈上の注釈 16} で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令 ^{解釈上の注釈 17} で定める事項を届け出なければならない。ただし、（中略）しようとする者は、この限りでない。 1 その規模が環境省令 ^{解釈上の注釈 18} で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令 ^{解釈上の注釈 18} で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 海面を埋め立て、又は干拓すること。 5 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 (解釈上の注釈 16)施行規則第 26 条第 1 項で、「行為の種類、場所、施行方法、着手予定日、および行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日を記載した届出書を提出」と規定。 (解釈上の注釈 17)施行規則第 26 条第 3 項で、「行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及び	義務

	その付近の状況並びに行為の完了予定日」と規定。 (解釈上の注釈18)施行規則第27条で、海面とそれ以外で工作物ごとに規定。	
第35条の2 第1項	第4章の2 沖合海底自然環境保全地域 第1節 指定等 (指定) 環境大臣は、自然環境保全地域以外の沖合の区域(我が国の内水及び領海(水深二百メートルを超える海域に限る)、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号)第2条に規定する大陸棚をいう。)に係る海域をいう。第35条の8及び第35条の9において同じ。)でその区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるものうち、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを沖合海底自然環境保全地域として指定することができる。	権限付与 (環境大臣)
第35条の4 第1項	(沖合海底特別地区) 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができる。	権限付与 (環境大臣)
第35条の4 第3項	沖合海底特別地区内においては、次に掲げる行為(以下この章及び第46条第6号において「特定行為」という。)は、環境大臣の許可を受けなければならない。 1 鉱物を掘採すること。 2 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの 3 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの 4 前3号に掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令解釈上の注釈19で定めるもの (解釈上の注釈19)施行令第6条で、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づいて行う探査や試掘を規定。	義務
第35条の5 第1項	(沖合海底特別地区に含まれない区域) 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令解釈上の注釈20で定めるところにより、特定行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令解釈上の注釈21で定める事項を届け出なければならない。 (解釈上の注釈20)施行規則第31条の7第1項で、「特定行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第3項に規定する事項を記載した届出書を提出」と規定。 (解釈上の注釈21)施行規則第31条の7第3項で、「特定行為をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第4項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)」と規定。	義務
第45条第1項	(都道府県自然環境保全地域の指定) 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺	権限付与 (都道府県)

	の自然的・社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができる。	
第46条第1項	都道府県は、都道府県自然環境保全地域における自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、その区域内に特別地区（野生動植物保護地区を含む。）を指定し、かつ、特別地区（野生動植物保護地区を含む。）内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区（野生動植物保護地区を含む。）又は普通地区における行為に関する第4章第2節 ^{解釈上の注釈²²} の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。 (解釈上の注釈 ²²)第4章第2節では、自然環境保全地域の保全を規定。	権限付与 (都道府県)